

[様式]

令和8年10月7日

各入札参加予定者 殿

蔵王中学校電子黒板購入に係る質問書の回答について

蔵王町長 村上 英人
(公印省略)

令和8年9月16日付で公告いたしました、標記調達に関する質問への回答について、下記のとおり公表します。

入札にあたっては、本回答書の内容を遵守のうえ、適正に応札してください。

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
1	機器仕様書:スピーカー ・前面配置は必須でしょうか。 ・前面に外部スピーカーを電子黒板設置することでも良いでしょうか。	仕様書の通りとします。
2	機器仕様書 入出力端子 映像入力 ・D-sub 15pin のインターフェースを使用する機器は何でしょうか。 ・D-sub 15pin⇒HDMI 変換アダプター追加で宜しいでしょうか。 ・Displayport 1.4 Alt mode⇒USB Type-C 変換アダプター追加で宜しいでしょうか。	・D-sub 15pin 古い機器との互換性確保のために使用します。 ・入力端子については仕様書の通りとし、変換アダプターの追加による対応は認められません。
3	機器仕様書 コンテンツ表示 ・「カメラロール」とは、サードパーティ製アプリの追加ではなく、「電子黒板に標準搭載(プリインストール)されている画像閲覧アプリ」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
4	機器仕様書 コンテンツ表示 ・カメラロールにつきましては、サードパーティ製のアプリケーションを追加導入するものではなく、電子黒板に標準搭載されている画像閲覧アプリケーションを指すものと理解しておりますが、その認識で相違ございませんでしょうか。	ご認識の通りです。

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
5	機器仕様書 コンテンツ表示 ・「カメラロール」とは特定の電子黒板メーカーの機能を指しているように思えますが、Android OS のローカル上に問題なく保存できれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。「カメラロール」とは、特定メーカーの機能を指しているものではなく、画像・動画の保存・閲覧機能全般を指しています。ただし、質問番号3及び4で回答した通り、サードパーティ製アプリの追加ではなく、電子黒板に標準搭載されているものに限りです。
6	機器仕様書 コンテンツ表示 ・静止画二つを選択して画面上で比較することでの緩和了解を賜りたく。	仕様書の通りとします。
7	機器仕様書 付属品 ・付属するイレイサーは、「メーカー純正の、電子黒板専用の物理的な黒板消し」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
8	機器仕様書 付属品 ・付属されるイレイサーにつきましては、メーカー純正品であり、当該電子黒板専用の物理的な黒板消しを指すものと理解しておりますが、その認識で相違ございませんでしょうか。	ご認識の通りです。
9	機器仕様書 その他 ・「書く・撮影などの主要な機能をワンタッチで呼び出せる外部ボタンが付属されていること。」とございますが、「外部ボタンではありませんが、同じ機能をワンタッチで使える内蔵ボタン」になりますが、仕様としてお認め頂けますでしょうか。	仕様書の通りとします。 なお、外部ボタンとは、液晶パネルの外部に付属されている物理的なボタン全般を指します。電子黒板自体に内蔵されている場合でも、液晶パネル外（ベゼル等）に付属されている場合は仕様として認めますが、液晶パネル上での操作による同等の機能を有しているものは仕様として認められません。
10	機器仕様書 その他 ・外部ボタンとは、本体のベゼル等に固定されたものではなく、「授業者が左右どちらに立っても操作できるよう、着脱や移動が可能なボタン」という認識でよろしいでしょうか。	外部ボタンの要件は質問番号9への回答のとおりです。着脱及び移動の可否は要件に含めておりません。

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
11	機器仕様書 その他 ・外部ボタンにつきましては、本体ベゼル等に固定された構造のものではなく、授業者が本体の左右いずれの位置からでも操作できるよう、着脱または移設が可能な構造を有するものを指すと理解しておりますが、その認識で相違ございませんでしょうか。	外部ボタンの要件は質問番号9への回答のとおりです。着脱及び移設の可否は要件に含めておりません。
12	機器仕様書 その他 ・外部ボタンではなく、画面上タッチすることで同様に容易に機能を使用できるのですが、それでも問題ないという認識でよろしいでしょうか。	外部ボタンの要件は質問番号9への回答のとおりです。液晶パネル上で操作するものについては仕様として認められません。
13	機器仕様書 その他 ・外部ボタンは無いが、コンパス機能(タッチソフト)にて代用は可能でしょうか。	外部ボタンの要件は質問番号9への回答のとおりです。液晶パネル上で操作するものについては仕様として認められません。
14	機器仕様書 安全性・認証 ・カラーユニバーサルデザインは必須でしょうか。緩和いただくことは可能でしょうか。	仕様書の通りとします。